

青森県報

第三千四百四十二号

平成二十一年
九月三十日
(水曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考一の2中、「所得税法」の下に「第七十八条第二項第一号、」を、「第四十一条の二」の下に、「第四十一条の三の二第四項及び第五項」を加え、「及び第四十一条の十九の三第二項」を「並びに第四十一条の十九の五第一項」に改める。第十号様式中「~~要領略帳~~」を「~~要領略帳~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる特定慢性疾患医療の給付に係る青森県児童福祉法施行細則第八条第二項に規定する特定慢性疾患医療納入金（以下「特定慢性疾患医療納入金」という。）の額について適用し、施行日前に行われた特定慢性疾患医療の給付に係る特定慢性疾患医療納入金の額については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百三十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡おいらせ町一川目一三三三（次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（みらい課）… 一

告 示

保安林の指定解除予定……………（林政課）… 一

公 告

大気中ふっ素化合物自動計測器の購入に係る一般競争入札（原子力安全対策課）… 二

土地立入の許可……………（監理課）… 三

県有地の売却に係る一般競争入札……………（港湾空港課）… 三

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………（東青地域（県民局））… 四

公 安 委 員 会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則……………（運転免許課）… 四

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月三十日

飛砂の防備

(三) 保安林を解除しようとする理由

海岸保全施設用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

上北郡おいらせ町一川目一三三(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大気中ふっ素化合物自動計測器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

大気中ふっ素化合物自動計測器 一式

二 履行期限

平成二十二年二月二十六日

三 納入場所

次のモニタリングステーションとする。

青森局 青森市東造道一丁目一の一

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号の一の規定により理化学・

計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

電話 〇一七五 七四 二二五一

青森県原子力センター

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参すること。

3 入札、開札の日時及び場所

(一) 日時

平成二十一年十月十三日 午後一時三十分

(二) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階大会議室

入札後、直ちに入札者の面前で開札を行うこととする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条、第百三十

三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)に定める入札者心得書を

遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

土地立入の許可

東北電力株式会社に対して、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、次のとおり土地立入の許可をしたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十一年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

東北電力株式会社

二 事業の種類

154kV六ヶ所C線新設工事

三 立ち入るうとする土地の区域

郡名	町村名	大字名	字	名
上北郡	野辺地町		東太田沢	
上北郡	東北町		ガス平、姥沢、坂下、篠内平、千曳下山、太田平、洞内沢、夫雑原、夫雑原下山、西ノ沢、石文	

上北郡	六ヶ所村	鷹	尾
		架	駁
		千樽	家ノ後、久保、川向、前田、表館

四 立ち入るうとする期間

平成二十一年十一月二日から平成二十二年八月二十七日まで

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市城下二丁目二〇の一〇	雑種地	一一五・七一平方メートル

二 予定価格

四百九十万六千四百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の一〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場 所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階B会議室

2 日 時

平成二十一年十月十三日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十一年十月七日午前十一時から、八戸市城下一丁目二〇の一〇において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年九月三十日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

公 安 委 員 会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月三十日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十七号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則（昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「運転免許課が」を削り、同条第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号中「及び法第七十条の四の規定による」を「第四項及び第五項並びに法第七十条の四第一項の規定により」に、「必要とする」を「行つことができる」とされているに改め、同号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第七十条第一項から第三項までの規定により臨時適性検査を行うものとされている者

第五条第一項中「運転免許課長」を「青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）」に改め、同条第二項中「第二十九条の三第一項」を「（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十九条の三第二項」に改める。

第六条第一項中「第二条第一号」を「第二条第二号」に、「警察本部長」を「青森県警察本部長」に改め、同条第二項中「第二条第二号」を「第二条第三号」に改める。

第七条中「前条第一項による」を「前条の」に改め、「前条第二項による」を削り、「受理したときは、該当する者」を「受理した場合において臨時適性検査が必要と認めるときは、その者」に、「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

運転免許課長は、国家公安委員会から第二条第一号に該当する者に係る通報を受けたときは、事実関係を確認の上、速やかにその者に対し臨時適性検査通知書（別記様式第三号）により通知し、検査等を行うものとする。

第九条第一項中「第一条第一項に該当する者の検査等を行ったときは、その結果を」を「検査等を行った結果、検査等を受けた者の運転免許の拒否又は取消し処分が必要であると認めるときは、」に改め、同条第二項中「前条」を「前項」に改め、同条第四項中「第二条第二号」を「第二条第三号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改める。

別記様式第一号中「第102条第1項」を「第102条第1項」に改め、別記様式

第三号をとり、別記様式第四号を別記様式第五号とし、別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第三号 (第7条関係)

臨時適性検査通知書		年 月 日
住所		殿
青森県公安委員会 印		
<p>あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第 条第 項による臨時適性検査（認知症専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。</p> <p>この通知を受け、やむを得ない理由がなく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否、保留、取消し、効力の停止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>		
適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の交通違反	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)	年 月 日 () 午前 時 分 午後	
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)		
備 考		

※ 認知症の結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第四号 (第7条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所		殿
青森県公安委員会 印		
<p>道路交通法第 条第 項に規定する臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。</p> <p>この通知を受け、やむを得ない理由がなく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否、保留、取消し、効力の停止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>		
適性検査を行う日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後	
適性検査を行う場所		
適性検査を行う理由		
備 考		

- 注 1 免許証を持参すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則
この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭